

令和5年 第4回

仁木町議会臨時会会議録

開 会 令和5年11月22日(水)

閉 会 令和5年11月22日(水)

仁 木 町 議 会

令和5年第4回仁木町議会臨時会議事日程

- ◆日 時 令和5年11月22日（水曜日）午前10時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場
-

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 議案第1号 令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の一部変更について
日程第6 議案第2号 令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（電気設備）工事請負契約の一部変更について
日程第7 議案第3号 令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（機械設備）工事請負契約の一部変更について
日程第8 議案第4号 令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約の一部変更について

令和5年第4回仁木町議会臨時議会会議録

開 会 令和 5年11月22日（水） 午前10時30分
 閉 会 令和 5年11月22日（水） 午前11時08分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（8名）

2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生 4 番 佐 藤 秀 教
 5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫 7 番 上 村 智 恵 子
 8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（1名）

1 番 前 田 春 奈

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	福 祉 課 長	河 井 健
副 町 長	林 幸 治	福 祉 課 参 事	浜 野 公 子
教 育 長	岩 井 秋 男	産 業 課 長	浜 野 崇
総 務 課 長	鹿 内 力 三	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 参 事	奈 良 充 雄	教 育 次 長	菊 地 健 文
財 政 課 長	和 田 秀 文	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長 事 務 取 扱	(林 幸 治)
企 画 課 長	新 見 信	代 表 監 査 委 員	原 田 修
住 民 環 境 課 長	伊 藤 浩 美	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前10時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、8名です。

前田議員より欠席する旨の届け出がありました。定足数に達していますので、只今から令和5年第4回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、7番・上村議員及び8番・嶋田議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員会委員長（木村章生）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、本日、11月22日水曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本臨時会には、議案4件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第4まではこれまでと同様に進めます。日程第5から第8契約変更については、一括議題として提案説明を受け、いずれも即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日11月22日水曜日、会期は開会が11月22日、閉会が11月22日の1日限りといたします。

次に、その他の事項でございますが、当面する行事予定は、お手元に配布のとおりです。以上、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日11月22日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日11月22日の1日限りとすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 議案第1号

令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の一部変更について

日程第6 議案第2号

令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（電気設備）工事請負契約の一部変更について

日程第7 議案第3号

令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（機械設備）工事請負契約の一部変更について

日程第8 議案第4号

令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約の一部変更について

○議長（横関一雄）日程第5、議案第1号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の一部変更について』ないし、日程第8、議案第4号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約の一部変更について』以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和5年第4回仁木町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は令和5年第4回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ議員各位におかれましては、ご多用にもかかわらずご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。そして原田代表監査委員、今井監査委員におかれましても万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

先週、全国町村長大会が東京都で開催され出席してまいりました。平成元年の全国市町村数は3274あったのに対し、現在の全国の市町村数は1718で、そのうち町村数は926であります。これまでの経過を顧みますと、市町村合併の進展等によって基礎自治体の行政体制整備が大幅に進んだところもありますが、一方で個々の基礎自治体は規模・地理的条件等の事情が異なるため、事務事業によっては広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、複数の地方自治体が協力して実施する広域行政として運営されてきたところであります。しかし昨今の抱える人口減少や少子高齢化の問題により広域行政運営にもひずみが生じてきているのが全国自治体の実態であります。ひずみの解消を財政負担だけで補うことには限界が来ており、体制の見直し整備も今後視野に入れていくことが求められております。人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等により、行政コストが増大する一方で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供するのではなく、地方公共団体間の連携により、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていくべきと国からの指摘もある中で、この度大会に

参加した926の町村の多くで人口減少が加速化し、連携すら困難な状況に陥る自治体が生じないことをただただ願うばかりであります。岸田総理が来賓挨拶の中で述べられた「時代に即した税制や規制、制度改革を実行する」との言葉が、今後の自治体にどのような影響を及ぼすのか予測できませんが、本町にとりましては、どのような厳しい時代を迎えようとも、自立した地域を目指し、様々な取組を進めていかなければならないと、この度の大会を通じて改めて再認識した次第であります。

さて、本定例会には、木村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、議案4件、計4件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、令和5年第4回仁木町議会臨時会開催に当たりましての挨拶とさせていただきます。

続きまして、一括提案されました議案第1号から第4号まで提案説明をさせていただきます。

それでは、議案第1号でございます。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の一部変更について。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の一部を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により議会の議決を求める。令和5年11月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、議決年月日及び議案番号は、令和4年6月29日議決・議案第11号でございます。内容といたしまして、変更前の契約金額は6億8691万7000円であり、うち消費税及び地方消費税分が6244万7000円であります。変更後の契約金額は7億2110万270円、うち消費税及び地方消費税分が6555万4570円となっております。

次のページをお開き願います。次に議案第2号であります。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（電気設備）工事請負契約の一部変更について。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（電気設備）工事請負契約の一部を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により議会の議決を求める。令和5年11月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、議決年月日及び議案番号は、令和4年6月29日議決・議案第12号であります。内容といたしまして、変更前の契約金額は1億2848万円であり、うち消費税及び地方消費税分が1168万円であります。変更後の契約金額は1億4371万4450円であり、うち消費税及び地方消費税分が1306万4950円となっております。

次のページをお開き願います。議案第3号でございます。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（機械設備）工事請負契約の一部変更について。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（機械設備）工事請負契約の一部を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により議会の議決を求める。令和5年11月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、議決年月日及び議案番号は、令和4年6月29日議決・議案第13号であります。内容といたしまして、変更前の契約金額は2億3210万円であり、うち消費税及び地方消費税分が2110万円となっております。変更後の契約金額は2億4773万1330円であり、うち消費税及び地方消費税分が2252万1030円となっております。

次のページをお開き願います。最後に議案第4号でございます。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約の一部変更について。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約の一部を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により議会の議決を求める。令和5年11月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、議決年月日及び議案番号は、令和4年6月29日議決・議案第14号であります。内容といたしまして、変更前の契約金額は1億1627万円であり、うち消費税及び地方消費税分が1057万円となっております。変更後の契約金額は1億2943万840円であり、うち消費税及び地方消費税分が1176万6440円となっております。以上、議案第1号から議案第4号まで一括提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、河井福祉課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）河井福祉課長。

○福祉課長（河井 健）議案第1号、令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の一部変更についてから、議案第4号、令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約の一部変更についてまで一括でご説明をいたします。

各工事請負の当初の契約につきましては、地方自治法及び町の条例により予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならないことから、令和4年6月29日開催の令和4年第2回仁木町議会定例会におきまして議決を頂き、令和5年11月10日開催の令和5年第3回仁木町議会臨時会におきまして、労務費や原材料費等の取引価格を反映した、建築主体、電気設備、機械設備及び外構に係る請負工事代金への適切な価格転嫁を行うことを目的としたインフレスライドを運用し7821万円の増額補正についてご可決頂いたところでございます。

議案第1号、令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の一部変更について、につきましては、変更前の契約金額に増額補正分3418万3270円を加えました7億2110万270円を変更後の契約金額としてございます。既に議決を得た契約について変更契約を締結しようとする際、当初の議決の際に議決を得た事項の変更については再度議会の議決を要するとの考えが行政実例において示されております。当該契約変更につきましても、当初契約同様、地方自治法及び町の条例の規定に基づき議会の議決にしなければならない契約となりますので、ご可決賜りますようお願い申し上げます。なお、変更契約に当たりましては、労務費や原材料費等の適正な取引価格の反映のみを目的とした契約金額の変更でございますので、工事内容や工期に変更がない旨申し添えます。

以降、議案第2号から議案第4号までにつきましては、同様の上程理由でございますので、説明を割愛させていただきます、契約金額等についてそれぞれご説明いたします。

議案第2号をお開き願います。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（電気設備）工事請負契約の一部変更について、ご説明申し上げます。電気設備につきましては、変更前の契約金額に増額補正分1523万4450円を加え、変更後の契約金額を1億4371万4450円としてございます。

次に、議案第3号をお開き願います。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（機械設備）工事請負契約の一部変更について、ご説明申し上げます。機械設備につきましては、変更前の契約金額に増額補正分1563万1330円を加え、変更後の契約金額を2億4773万1330円としてございます。

次に、議案第4号をお開き願います。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約の一部変更について、ご説明申し上げます。外構につきましては、変更前の契約金額に増額補正分1316万840円を加え、変更後の契約金額を1億2943万840円としてございます。説明は以上でございます。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）ひとつ前回の全員協議会でちょっと聞き逃した部分があって、このスライド制という部分で、町と建設会社の間でのスライド制の契約で建設会社の方がこの入札のときに見積りを出してきた部分で、そのときにコンクリートが幾らだとか、そういうのを多分小さく見積もってくるんだと思うんだけど、それというのは多分資材業者だとかそういうところと契約して見積りを立てるのだと思うんですが、それは、町と同じようなスライドの契約を交わしていたということでしょうか。

○議長（横関一雄）河井福祉課長。

○福祉課長（河井 健）只今の質問にお答えいたします。

令和4年度の当初の契約時というのは、町の方では当然令和4年度の単価で予定価格を作成しております。ですので工事業者、入札の参加事業者につきましても、令和4年度の単価に基づいて積算をしております。契約時に国からの通知のとおり、工事で請負契約を締結する場合には、スライド条項を適切に設定、盛り込んで当該業者からスライドの適用の請求があった場合には適切に運用してくださいという通知がございますので、町はあくまでも当初の契約については当該年度の設定をしておりますし、当初の契約をして締結後に当該工事請負契約書に記載しているスライド条項に基づいて、業者からの請求があった場合は、それに基づいて適切に町の方で対応していく、そういう流れになってございます。

○議長（横関一雄）8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）建設会社と資材関係だとか機械関係だとかの会社がありますよね。だから請負入札をしたその会社が見積りを出すときに、業者と建設会社がそういう契約をしていたのかという、それを聞きたいんですよ。それでなければおかしいですよ。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）おそらく、こういうことだと思うんですけども、例えばコンクリート等の資材については建設業者については必要なときに当然購入されるという形になっていると思います。だから、例えばうちについても、令和4年度、5年度の複数年の契約ですけれども、実際、事業者・建設会社が資材等を購入するときについては、令和4年度もしくは5年度のしかるべきときに購入されて使われていると思います。ですから、4年度と5年度とそれぞれ物価に反映してですね、当然物価が上がって、コンクリートの資材費も上がっていますので、ですからその都度資材費の購入等は変わってくると思います。おそらく納入業者が令和4年・5年の継続工事であったとしてもですね、資材等の購入についても、2年間のそういった長期的な契約ではなくて、その都度購入をされてくるという契約を捉えているのが一般的な関連だと思いますので、ですから当然その都度、物価の上昇分については、資材に反映されていないので、このスライド条項の中で適用させているということでございます。

○議長（横関一雄）8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）指名競争入札で、令和4年・5年にかけて契約したわけですよ。ということは、業者さんとその建設会社というのは4年・5年だってもう見積りが出ているわけですよ。そこでそれが上がりましたと、ちょっともうこれは前回聞くのが本当だったんですけども、何か少し後で納得がいかなかったことなんで聞いているのですが、4年度・5年度の上がった幅がどれだけ上がったのかはわからないけれども、令和4年と令和5年の違いが。ただその部分で、国がそういうスライド制の部分に来ているというのは分かるんですが、ただ業者さんと建設会社がそういう取り決めでやっているのかというのが、

町と建設会社がやるのは分かるけれども、業者さんと建設会社がそういうスライド制でやりますよなんて決めるなんてあり得ないような気がするんですけど。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）先ほどの例えもちょっとご理解していただけなかった部分で、もう一度話しますが、もちろん、令和4年度の時点と、令和5年度の時点で、今物価が上昇しておりますのでかなりの部分で資材費等も高騰しているというのは事実だと思います。それから人件費についても令和4年度と5年度については当然上がってきております。当然、建設会社、請負った会社については、その都度それを手配いたしますので、令和4年度時点のうちと建設会社が契約をした時点と現在とでは、物価上昇に伴ってそれらの分の手当てする分の資金が変わってきているというのは理解できると思いますので、当然それについて手当てをしてあげるといふ意味あいがございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）ということは令和5年になる当初の、令和4年度は4年度の契約と、5年度は5年度の契約だと、当初の契約というのは、多分、3月だったか、早い時期に契約するわけですよね。それがこの秋になって出てきたというのが、何か不思議でたまらないんですけども。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）当初はですね、令和4年度に行う工事単価に基づいて積算された額でですね、4年度、5年度分の2か年の継続工事ということで契約をされております。ですからその間に物価上昇等でですね、資材費・人件費等が上がってきていますので、令和4年度と5年度の積算単価も変わってきておりますし、実際の流通段階におけるコンクリートとか鉄骨とかそういったものの資材費の値段も変わってきております。上昇しておりますので、当然、令和4年度の時点、契約した時点と現在の実勢の簿価上の単価も違うだろうし、工事の積算単価も上昇しているということでもあります。それも、今回インフレ条項ということでですね、通常の価格よりも一般社会通念上、非常に高額な急激な物価上昇があったという判断でですね、インフレ条項を適用しているということがございますので、ご理解していただきたいと思ます。

○議長（横関一雄）8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）ということは、指名競争入札の中で、他にもいましたと。入札するとき。その人たちはこのスライド制というのを知ってたんでしょうか。全会社が。

○議長（横関一雄）河井福祉課長。

○福祉課長（河井 健）参加業者の方については工事契約自体は工事入札が確定してから締結するものでありますけれども、スライド条項の運用を図るようということで契約書に盛り込むこととされておりますので、参加業者については、契約書に盛り込まれていることは承知していることと思われまます。

○議長（横関一雄）8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）指名競争入札があって、そして、どこの建設会社に落ちましたよ。残りの業者さんには、通達、残念ながら今回はどこどこの建設会社さんになりましたという部分というのは、他の業者、駄目だった業者の方にきちんと説明しているんでしょうか。ちょっと質問は変わるんですけども。

○議長（横関一雄）河井福祉課長。

○福祉課長（河井 健）入札会場においてですね、入札業者が決定しますので、その時点で他の参加業者についてはお知らせすることになります。以上です。

○議長（横関一雄）8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）ある人から、なんというか説明も何もなかったような話を、少し聞いたんですよ。「こういう指名入札は初めてだ。」とか、その人が言ったというんだけど、それで少し聞いてみたんですけども。指名入札で落ちた人たちに納得する説明ができていたのかどうかということなんですよ。

○議長（横関一雄）河井福祉課長。

○福祉課長（河井 健）今回の入札につきましては、公募型の指名競争入札にしております。ですので、町側から一定の条件を付した中で、一応公募の内容についても建設新聞等々においてお知らせしておりますので、内容については事業者の方は承知しているものと判断しております。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、議案第1号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の一部変更について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の一部変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の一部変更について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（電気設備）工事請負契約の一部変更について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（電気設備）工事請負契約の一部変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（電気設備）工事請負契約の一部変更について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（機械設備）工事請負契約の一部変更について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（機械設備）工事請負契約の一部変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（機械設備）工事請負契約の一部変更について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約の一部変更について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約の一部変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約の一部変更について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時05分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいによりまして、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和5年第4回仁木町議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の慎重なるご審議のもと、ご可決を賜り衷心より御礼申し上げます。

さて、寒さもこれから厳しさが増し、冬本番を迎えようとしておりますが、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行が懸念されており、年末年始の休診が多い時期に患者が急増すれば行き場を失う恐れがあります。これから年末年始にかけて会合の機会が多くなり、日頃の感染対策はもちろんのこと、備えも重要でありますので、行政といたしましても注意喚起を促してまいります。またその他の備えといえば、気象庁が発表しました寒候期予報によりますと、2023年12月から2024年2月の冬期は例年よりも気温が高いと予想されており、暖冬になる可能性が高くなっております。暖冬で起こりうる災害や被害としてまだ記憶に新しいですが、昨年札幌市で記録的大雪となり生活道路の除雪が追いつかず、JRは長期間にわたり運休が続き、市民生活に大きな影響を及ぼしました。雪害への備えとして感染対策同様、町としても万が一の備えを講じてまいる所存であります。

最後になりますけれども、今後におきまして、議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本臨時会閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和5年第4回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時08分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年第4回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 令和5年11月22日～11月22日（1日間）

（ 開会 ～ 午前10時30分 / 閉会 ～ 午前11時08分 ）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第1号	令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の一部変更について	R5.11.22	原案可決
議案第2号	令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（電気設備）工事請負契約の一部変更について	R5.11.22	原案可決
議案第3号	令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（機械設備）工事請負契約の一部変更について	R5.11.22	原案可決
議案第4号	令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約の一部変更について	R5.11.22	原案可決